

# 令和5年度鹿沼市施政方針

## 1 はじめに

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の断続的な感染拡大に加え、ウクライナ情勢に伴う原油や原材料、穀物等の急激な価格高騰、さらには、歴史的な円安の進行により、大きな影響を受け、依然として予断を許さない状況が続いております。

新型コロナは未だ鎮静には程遠いものの、行動制限を課されることもなくなり、海外からの水際対策も緩和されました。さらに、本年5月には感染症法上の分類が「5類」へ引き下げられ、マスクの着用も自己判断となることが公表されました。

国において、本格的な「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」に舵を切ったことで、新たな局面を迎えることとなりますが、医療従事者をはじめとする関係者の方々、何より市民の皆様のご協力なしには成し遂げられなかったことと思います。

この約3年間、非常に苦しく如何ともし難い日々でありましたが、その一方で、人々が力を合わせて一つの事を成すときに発揮される「協働」精神の偉大さ、尊さを改めて感じることができました。

昨年を振り返ると、10月には栃木県で42年振りとなる「いちご一会とちぎ国体・全国障害者スポーツ大会とちぎ大会」が開催され、本市も、卓球や女子バレーボール等の会場となり、全国から多くのお客様をお迎えすることができました。

大会そのものが3年振り、コロナ禍では初の開催でありましたが、選手やチーム関係者、大会スタッフ・ボランティアの皆様のご協力により、無事に開催することができました。また、大会中は、天皇・皇后両陛下をはじめ、皇族の方々に本市をご訪問いただく機会にも恵まれました。

社会全体が、慎重にはありますが、以前の日常を取り戻すべく、動き出したことを象徴する出来事でもあったと思っております。

## 2 令和5年度の施策展開

さて、本年、鹿沼市は市制施行75周年を迎え、そして、この記念すべき年に、新庁舎が完全開庁となります。

これらを契機に、コロナ禍で傷んだ市民生活や地域経済が再生し、従来以上に力強く成長していく「持続可能なまち」、また、昨年スタートした第8次総合計画の基本理念であり、私自身が目指してきた「笑顔あふれるやさしいまち」の実現に向け、市民の皆様と共に歩んでまいります。

## (1) 予算

本市の財政は、より一層厳しい状況にあります。

令和5年度の予算は、課題の本質を捉えて事業目的を明確化した上で、最も効果的な手法の選択と、限りある財源の優先的な配分を行うとともに、各種基金や市債の効果的な活用等により一般財源の不足額を確保するなど、未来につながる市政の運営を第一に編成作業を進めてまいりました。

一般会計では、対前年度比1.3パーセント増の417億4,000万円、また、水道事業会計・下水道事業会計を除く特別会計総額は、対前年度比3.4パーセント減の192億9,825万5,000円とし、昨年スタートした総合計画の下、本市が持続的に発展していくことを目指し、「未来投資型」の予算案としました。

## (2) 総合計画の政策ごとの施策

### ア 子育て・教育（すこやか）～次代の担い手を育むまちづくり～

国全体でも、昨年の出生数が80万人を割り込む見通しになるなど、少子化が加速する中、本年4月には「こども家庭庁」が発足します。

本市においても、安心して子どもを産み、育てられるよう、総合的な子育て支援に重点的に取り組んでまいります。

経済的な負担軽減のため、妊娠・出産時に10万円を給付するとともに、こども医療費の無償化を高校3年生相当年齢まで引き上げます。

併せて、新たに「子どもの居場所」を開設するとともに、日常的に家事や家族の世話を担っている子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」の支援に取り組みます。

教育の分野では、中学校特別教室への空調設備の設置や体育館の長寿命化等の施設整備を進めるとともに、新たな「小中学校適正配置等基本計画」を策定し、児童生徒のより良い学びの場の創出に努めます。

また、ヤオハンいちごパーク陸上競技場の全天候化や図書館の空調設備更新、さらに新たに募集する地域おこし協力隊員とともに、旧栗野中学校を芸術文化の振興拠点とすることを目指します。

#### イ 健康・福祉(にこやか)～いつも、誰もがいきいきと暮らせるまちづくり～

新型コロナは、私たちの生活にも大きな影響を与えています。密の回避や外出の自粛により、交流の機会を奪い、地域コミュニティの希薄化をさらに加速させたように感じます。

このような中、8050問題やダブルケアなど、複合的な問題が顕在化しており、これらに対応するため、地域包括支援センターや障がい児者基幹相談支援センター、社会福祉協議会などとの連携を強化し、重層的な支援体制の構築に着手します。

特に、高齢化が急激に進む中、支援策を見直し、補聴器購入費助成事業を新たにスタートさせるなど、適宜、ニーズの把握と具現化に努めるとともに、骨粗しょう症検診や国保加入者の検診事業の拡充など、健康寿命の延伸を目的とした予防措置の取組も強化いたします。

#### ウ 産業・文化(にぎやか)～地域の活力あふれ、にぎわいのあるまちづくり～

新型コロナに加え、物価高騰や円安の影響により、本市の地域経済も大きなダメージを受けております。

中小企業等に対するデジタル技術の活用支援などにより、生産性の向上や業務の効率化を促し、事業継続や経営の安定化、そして、事業の拡大等、きめの細かい支援策を展開してまいります。

また、鹿沼インター産業団地は、令和7年度中の整備完了を目指し、計画どおり、造成工事を進めておりますが、依然として工場用地等の需要は高く、円安による企業の国内回帰の動きもあるため、次の産業団地の整備に向けて調査を開始します。

令和6年春にオープン予定の水源地域振興拠点施設については、指定管理予定者である、株式会社スノーピークと連携し、利用者に満足していただけるような施設を目指し、着実に事業を進めてまいります。また、花木センターについては、周辺地域の活性化にも繋がるよう、道の駅化に向けた基礎

調査を進めます。

農業分野では、いちごや、にらをはじめとする農畜産物の生産振興を図るとともに、笹原田、引田、千渡、西茂呂、玉田町の基盤整備を進めてまいります。

林業分野では、森林環境譲与税を活用し、経営管理事業を拡充するとともに、担い手育成の支援や森林路網の整備、鹿沼産材の利用促進を進めてまいります。

#### エ 自然環境（きよらか）～豊かな自然に寄り添い共生するまちづくり～

脱炭素社会の実現に向けて、積極的な情報発信を図るとともに、公共施設へのLED照明等の導入を進めてまいります。

また、安定したごみ処理を継続するため、引き続き、粗大ごみ処理施設の基幹的設備改良工事を進めるとともに、一般廃棄物最終処分場の容量拡張のため、第2期工事に着手します。

併せて、ごみの削減や資源の有効活用には、市民の皆様や事業者の協力が不可欠であるため、フードロス対策アプリやごみ分別アプリを導入するなど、意識の高揚を図る施策にも力を注いでまいります。

#### オ 都市基盤・危機管理（しなやか）～弾力ある安全安心の強いまちづくり～

引き続き、持続可能で暮らしやすい都市空間の形成を目指し、都市機能の集積と交通ネットワークの最適化を推進してまいります。

本年、JR鹿沼駅東通りの整備が完了いたしますが、新たに市役所前通りの無電柱化に着手するなど、都市基盤の整備を進めるとともに、利用者の利便性向上に向け、まちなか地区等のリーバスの路線再編を実施します。

日常生活に欠かすことのできない上下水道施設は、計画的な更新や長寿命化に努め、供給と処理の両面で安全安心な水環境を確保します。また、生活用水の安定供給を図るため、新たに水道給水区域外において、井戸の掘削等、給水施設整備の助成事業を開始いたします。

近年、自然災害の激甚化・頻発化が著しいところですが、新庁舎には災害対策本部室を整備し、新たな災害情報共有システム等も設置することで、より迅速かつ的確な災害対応や避難情報等の発信に繋げてまいります。

併せて、消防をはじめ、庁内外の関係機関との連携を今まで以上に強化し、市全体の危機管理能力を高めてまいります。

#### カ 市民協働（なごやかさ）～多様性を支える協働のまちづくり～

「地域のチカラ協働事業」が2年目を迎え、新年度から各地域の活動も広がりを見せていくことと思っておりますが、その動きがより活発化するよう、引き続き、多面的に支援してまいります。併せて、ふるさと納税によるクラウドファンディングを活用し、市民団体の理念に共感する方々の思いを活動支援に反映できる仕組みの構築を進めてまいります。

本年6月、お隣の日光市でG7「男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」が開催されます。本市は、県内でも一早く「パートナーシップ」及び「ファミリーシップ」の宣誓制度を導入し、本年冒頭には「イクボス宣言」も行うなど、ダイバーシティの先進地であります。県内でのサミット開催を契機に、より一層「誰もが輝ける」地域社会の形成を推進してまいります。

#### キ 行政経営（たくましさ）～将来を見据えた持続可能なまちづくり～

新庁舎開庁に先駆けて、本年4月に「総合窓口システム」を導入いたします。デジタル機器の導入とコンシェルジュの配置により、手続の簡略化と、これに伴う待ち時間の短縮に繋がります。併せて、各種届出や申請のオンライン化も進めてまいります。

平成28年、本市は、「いちご市宣言」を行いました。それ以来、「いちご王国とちぎ」が誇る苺の一大産地の一つとして、王国を守り支える「いちご市かぬま」としてPRに努めてまいりました。

本年、新たに「“いちごの聖地” いちご市かぬま」として関連イベント等を展開し、交流人口の拡大を図るとともに、移住定住の拡大を目指し、本市の魅力を活かした施策を実施してまいります。

さらに、市制75周年という記念すべき年を市民の皆様と共に祝えるよう、様々なイベントを開催する中で、気運の醸成にも努めてまいります。

一方、本市においても、他の自治体同様、公共施設の老朽化が進んでおりますが、施設の適正配置と機能の集約を進めるとともに、民間提案制度による遊休資産の利活用など、引き続き、健全な財政運営に努めてまいります。

### 3 市制75周年を節目にさらなる発展を目指して

改めて申し上げますが、鹿沼市は今年、市制75周年を迎えます。

「75周年」と一言で表現するのは容易であります。昭和23年に鹿沼市が誕生、その後、昭和29、30年の1市9か村の合併、さらに平成18年の粟野町との合併を経る中で、多くの先人の方々が積み上げてきた足跡・歴史が現在の鹿沼市を形作っております。

その過程には、オイルショックや世界各地での紛争等、直接間接を問わず、様々な危機や困難がありました。

現在を生きる我々も、新型コロナの猛威にさらされ、ロシアのウクライナ侵攻に代表される国際情勢の不安定さの上に立ち、これに伴う物価高騰や円安、そして何より少子高齢化・人口減少という、未曾有の危機に直面しています。

人口減少は、日本が長年抱える難題であり、一朝一夕に解決することは不可能であります。しかし、これを積極的な姿勢で現実として受け入れ、人口減少時代にあっても、市民一人一人が生き生きと幸せに暮らし、成熟した地域として発展していくことは可能と考えます。

そのためには、この鹿沼の地で生きるみんなで考え、ともに行動することが重要であり、「協働・共創」の精神、これがその能力を最大限に発揮する場面ではないでしょうか。

我々には、先人がつくり上げた鹿沼市を次世代にしっかり引き継ぐという責任があります。この責務を果たすためには、議員の皆様はもとより、市民の皆様の協力が不可欠であります。

今後も、引き続いてのご支援、ご協力をお願い申し上げまして、令和5年の市政方針といたします。

令和 5 年第 1 回 鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第 1 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 4 年 9 月 7 日白桑田地内市道 G 0 0 6 号線上において、市内在住者所有の普通乗用自動車が行中、舗装路面の段差により脱輪し、破損させたことに対し、損害賠償の額を 5 2, 3 6 0 円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 件 1 0 0 万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1 件 1 0 0 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第 2 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 4 年 9 月 8 日白桑田地内市道 G 0 0 6 号線上において、市内在住者所有の軽乗用自動車が行中、舗装路面の段差により脱輪し、破損させたことに対し、損害賠償の額を 7 0, 0 1 3 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。

◎ 報告第 3号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年9月10日白桑田地内市道G006号線上において、市内在住者所有の軽乗用自動車が行中、道路陥没地に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を10,313円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。

◎ 報告第 4号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年11月3日、日光奈良部町地内市道0304号線上において、市内在住者所有の普通乗用自動車が行中、道路陥没地に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を10,840円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。

◎ 報告第 5号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年6月10日東町2丁目地内の本市の所有地において、行政経営部職員が除草作業中、草刈機の刃に接触した小石が跳ね、市内在住者宅の外壁及びフェンスに当たり、破損させたことに対し、損害賠償の額を80,223円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。



◎ 報告第 6号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年11月4日茂呂地内の野鳥の森駐車場において、経済部職員が運転する小型乗用自動車が進み、市内在住者所有の小型乗用自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を440,913円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。

◎ 報告第 7号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年10月18日富岡地内市道0399号線上において、市内在住者運転の普通乗用自動車が行進中、道路陥没地に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を32,604円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。

◎ 報告第 8号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年12月22日上殿町地内市道5050号線上において、市内在住者所有の軽貨物自動車が進行中、舗装路面の段差により脱輪し、破損させたことに対し、損害賠償の額を12,870円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。

◎ 報告第 9号 専決処分事項の報告について

(訴えの提起)

議案書記載の市営住宅の家賃の滞納者2人に対し、市営住宅の明渡し等を求める訴えを提起したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関すること。

◎ 報告第10号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年12月21日鹿沼市役所仮庁舎駐車場において、経済部職員が運転する普通乗用自動車が進み、市外在住者所有の普通乗用自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を334,466円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。

◎ 報告第11号 令和5事業年度公益財団法人鹿沼市農業公社事業計画及び予算の報告について

◎ 報告第12号 令和5事業年度公益財団法人鹿沼市花木センター公社事業計画及び予算の報告について

公益財団法人鹿沼市農業公社及び公益財団法人鹿沼市花木センター公社の令和5事業年度における事業計画及び予算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 地方自治法

第243条の3 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第3項 省略

◎ 議案第 1号 令和5年度鹿沼市一般会計予算について

令和5年度の一般会計予算は、417億4,000万円、対前年度比1.3パーセント増で、子どもへの投資など未来につながるまちづくりを重点的に推進する“未来投資型予算”としたところである。

歳入については、自主財源の根幹をなす市税において、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復基調を見込むとともに、依存財源の地方交付税や地方消費税交付金、地方譲与税など、国の動向や前年度決算見込みを考慮して計上したものである。

また、市債については、後年度の財政運営への影響を考慮し、対象事業の厳選に努めながら、新庁舎整備事業等11事業に係る建設事業債を計上したほか、一般財源の不足額を確保するため、臨時財政対策債の効果的な活用を努めた。

歳出については、全ての子どもが安心して成長できるまちづくり、時代の要請に応えるDXの推進、地域防災体制の強化を図る防災機能の充実、水源地域振興拠点施設の整備、ヤオハンいちごパーク陸上競技場全天候化、ごみ処理施設の整備、新たな産業団地の整備、協働・共創によるまちづくり、地域文化の新たな魅力創出と伝承、JR鹿沼駅周辺地域の整備、いちご市プロモーション推進事業、花木センター「道の駅」化の推進に重点的に取り組むほか、新規事業として、市制75周年記念事業、健診事業の拡充等による健康福祉施策の充実、小中学校適正配置等の推進、図書館本館の空調改修工事、水道未普及地域への支援、第3浄水場取水井地質調査、また、継続事業としては、移住定住の促進、子育て環境の充実、新庁舎の整備、地域経済活性化対策、新規就農者の支援、道路橋りょうの長寿命化を含む道路整備、学校施設の整備などに係る経費を計上し、教育、福祉の充実や都市基盤の整備促進を図るものである。

なお、継続費、債務負担行為及び地方債については、それぞれ第2表、第3表及び第4表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号 省略

(2) 予算を定めること。

第3号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第 2号 令和5年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について

一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、一般被保険者後期高齢者支援金等分、一般被保険者医療給付費分等を計上し、この財源として、国民健康保険税、県支出金、繰入金等を充て、予算総額を9,456,000,000円とするものである。

(参照条文) 議案第1号と同じ。

◎ 議案第 3号 令和5年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算について

公設地方卸売市場施設維持管理費等を計上し、この財源として、使用料及び手数料、繰入金、諸収入等を充て、予算総額を12,900,000円とするものである。

(参照条文) 議案第1号と同じ。

◎ 議案第 4号 令和5年度鹿沼市介護保険特別会計予算について

居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費等を計上し、この財源として、保険料、国県支出金、支払基金交付金、繰入金等を充て、予算総額を8,530,000,000円とするものである。

(参照条文) 議案第1号と同じ。

◎ 議案第 5号 令和5年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について

健診事業費、後期高齢者医療広域連合納付金等を計上し、この財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金等を充て、予算総額を1,297,000,000円とするものである。

(参照条文) 議案第1号と同じ。

◎ 議案第 6号 令和5年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について

財産管理費等を計上し、この財源として、繰入金等を充て、予算総額を199,000円とするものである。

(参照条文) 議案第1号と同じ。

◎ 議案第 7号 令和5年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について

財産管理費等を計上し、この財源として、繰入金等を充て、予算総額を2,156,000円とするものである。

(参照条文) 議案第1号と同じ。

◎ 議案第 8号 令和5年度鹿沼市水道事業会計予算について

収益的収入及び支出においては、収入総額を1,686,874,000円、支出総額を1,653,348,000円計上し、資本的収入及び支出においては、収入総額を1,854,791,000円、支出総額を2,704,837,000円計上するものである。

(参照条文) 議案第1号と同じ。

◎ 議案第 9 号 令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計予算について

収益的収入及び支出においては、収入総額を 2,731,149,000 円、支出総額を 2,355,105,000 円計上し、資本的収入及び支出においては、収入総額を 921,464,000 円、支出総額を 1,872,777,000 円計上するものである。

(参照条文) 議案第 1 号と同じ。

◎ 議案第 10 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 9 号) について

令和 4 年度一般会計予算の総仕上げとして、歳入歳出のおおむね確定したこと等による補正を行うものである。

歳入については、市税、地方交付税、国県支出金等の増減額を計上し、歳出については、各事業の実績等に基づくもののほか、行政経営事務費、退職手当基金積立金、ごみ処理施設整備事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を 1,103,707,000 円の増とし、予算総額を 47,024,497,000 円とするものである。

なお、継続費、繰越明許費及び地方債の補正については、それぞれ第 2 表、第 3 表及び第 4 表のとおりである。

(参照条文) 議案第 1 号と同じ。

◎ 議案第 11 号 令和 4 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について

歳入については、国庫支出金、繰入金等の増減額を計上し、歳出については、償還金、予備費等の増減額を計上したもので、この補正額を 9,961,000 円の減とし、予算総額を 10,415,796,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 1 号と同じ。

◎ 議案第 1 2 号 令和 4 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 2 号) について

歳入については、繰入金の減額を計上し、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上したもので、この補正額を 23,615,000 円の減とし、予算総額を 1,234,899,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 1 号と同じ。

◎ 議案第 1 3 号 損害賠償の額の決定及び和解について

令和 4 年 1 月 5 日鳥居跡町地内国道 2 9 3 号上において、都市建設部職員が運転する小型貨物自動車、関東自動車株式会社所有のバスに追突し、同社従業員を負傷させたことに対し、損害賠償の額 2,032,328 円を支払い、和解するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号から第 1 1 号まで 省略

(12) 普通地方公共団体はその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(中略)、和解(中略)、あつせん、調停及び仲裁に関する事。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定める事。

第 1 4 号及び第 1 5 号並びに第 2 項 省略

◎ 議案第14号 工事請負契約の締結について

水源地域振興拠点施設新築工事の総合評価落札方式による事後審査型条件付き一般競争入札を去る1月11日に行い、その結果、増渕・神谷特定建設工事共同企業体が1,371,700,000円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第4号まで 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第6号から第15号まで及び第2項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得  
又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)  
第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

◎ 議案第15号 市道路線の認定について

千渡、玉田町及び緑町2丁目地内における開発行為により新たに築造された道路を市道として認定するためのものである。

(参照条文) 道路法

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。



第3項から第5項まで 省略

第10条 第1項及び第2項 省略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎ 議案第16号 市道路線の廃止について

上石川地内における国道121号下石川工区の整備に伴い、道路形態のなくなった市道を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第15号と同じ。

◎ 議案第17号 市道路線の変更について

麻苧町及び西鹿沼町地内における小藪川西鹿沼町工区の整備並びに下石川地内における国道121号下石川工区の整備に伴い、関係する市道の起点又は終点を変更するためのものである。

(参照条文) 議案第15号と同じ。

◎ 議案第18号 鹿沼市部設置条例の一部改正について

部と同じ階層の組織として、秘書室を位置付けるためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第2号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第 19 号 鹿沼市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるためのものである。

(参照条文) 議案第 18 号と同じ。

◎ 議案第 20 号 鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

本市の厳しい財政状況を考慮し、令和 5 年度における市長、副市長及び教育長の給料月額について、それぞれ 100 分の 5 に相当する額を減額することにより、当面の適切な財政運営に資するためのものである。

(参照条文) 議案第 18 号と同じ。

◎ 議案第 21 号 鹿沼市手数料条例の一部改正について

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、引用する同法の題名を整理するとともに、低炭素建築物新築等計画の認定申請単位のうち、共同住宅等の廃止に伴い、その認定申請手数料を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第 18 号と同じ。

◎ 議案第 22 号 鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、家庭的保育事業等における安全計画の策定、自動車を運行する場合の利用乳幼児等の所在の確認等を義務付けるためのものである。

(参照条文) 議案第18号と同じ。

◎ 議案第23号 鹿沼市ヤングケアラー支援条例の制定について

本市におけるヤングケアラー支援に関し、基本理念及びヤングケアラーへの支援の基本となる事項を定めることにより、必要な支援を総合的に推進するためのものである。

(参照条文) 議案第18号と同じ。

◎ 議案第24号 鹿沼市保育所条例の一部改正について

令和5年3月をもって永野保育園を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第18号と同じ。

◎ 議案第25号 鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例の一部改正について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法及び宅地造成等規制法の一部改正に伴い、引用する法律の題名、用語及び条項を整理するためのものである。

(参照条文) 議案第18号と同じ。

◎ 議案第26号 鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を引き上げるためのものである。

(参照条文) 議案第18号と同じ。

◎ 議案第27号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるためのものである。

(参照条文) 議案第18号と同じ。

◎ 議案第28号 鹿沼市都市公園条例の一部改正について

令和5年3月をもって児子沼公園及び台の原公園のテニスコートを廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第18号と同じ。

◎ 議案第29号 かぬま屋台公園条例の一部改正について

掬翠園内の慶雲郷南建屋を一般の利用に供するとともに、慶雲郷を個人利用する場合の使用料を定めるためのものである。

(参照条文) 議案第18号と同じ。

◎ 議案第30号 鹿沼市防災会議条例の一部を改正する等の条例の制定について

水防協議会の所掌事務を防災会議に位置付けることにより、同協議会及び委員報酬を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第18号と同じ。

◎ 議案第 31 号 鹿沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員鈴木健司氏が令和 5 年 3 月 23 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方税法

第 423 条 第 1 項及び第 2 項 省略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

第 4 項から第 9 項まで 省略